

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

海上におけるサケの「管理」：
カナダ北西海岸の先住民漁業漁師／カウンセラーに
見られる行為と認識

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 立川, 陽仁 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001798

海上におけるサケの「管理」

カナダ北西海岸の先住民漁業漁師／カウンセラーに見られる行為と認識

立川 陽仁

日本学術振興会

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 1 はじめに—サケ資源の減少, 共同資源管理と人類学 | 3.1 漁業漁師は資源管理のために何をしているのか |
| 1.1 北西海岸のサケの減少 | 3.2 漁師の論理 |
| 1.2 北西海岸の資源管理と人類学 | 3.3 漁業漁師と漁業海洋省の認識上の齟齬 |
| 1.3 本稿の位置づけ | 4 漁業漁師として, 先住民交渉者として |
| 2 サケ資源の管理をめぐる概況—1990年以降の政策の動向 | 4.1 カウンセラー=首長=企業家としての船長 |
| 2.1 先住民漁師に対する特別な配慮 | 4.2 カウンセラーの「先住民」としての期待像 |
| 2.2 漁業上の規制 | 4.3 カウンセラーのジレンマ |
| 2.3 交渉のための委員会の設置 | 5 まとめ |
| 3 漁業漁師の行為と認識, および漁業海洋省との関係 | |

1 はじめに—サケ資源の減少, 共同資源管理と人類学

1.1 北西海岸のサケの減少

かつて北米大陸の太平洋沿岸北西部（以下、北西海岸と記す）にいた豊富なサケは、20世紀に入ってからというもの、減少の一途をたどっている。そして、このサケの減少は、1876年の漁業法（Fisheries Act）制定以来サケの管理責任を負ってきた漁業海洋省（Department of Fisheries and Oceans）の政策の誤りを端的に例証するものといわれてきた（cf. 岩崎・グッドマン 2002: 172-176）。1990年代以後、これをうけて漁業海洋省は先住民、その他の地域住民や漁師たちなど資源ユーザーとの共同管理をふくめ、いくつかの点で管理方針を転換させつつある。

漁業海洋省の政策転換はまだはじまったばかりであり、目に見える成果が現れているとはいいがたい。現時点ではまだ、新たな方針として漁業にいくつかの規制が設けられ、河川上のサケの生息地に関して「地域に根ざした管理」（community-based resource management）という案がようやく検討されはじめた程度である（Weinstein 2000）。しかし共同管理の場合、成果があがらない理由はこうした時間的制約だけではない。つまり、共同管理に不可欠とされる、漁業海洋省と資源ユーザー間の認識とコミュニケーションに問題があるのである。本稿は、先住民代表として漁業海洋省と交渉するだけでなく、漁業漁師（commercial fisherman）でもある先住民のジレンマの

記述から、こうしたコミュニケーションの摩擦に焦点をあてることで、共同管理という案が現時点で抱えている問題を指摘しようとするものである。

1.2 北西海岸の資源管理と人類学

先住民の水産資源管理が人類学の研究対象として注目をあびる契機となったのは、1990年代以降つまり漁業海洋省の政策転換——先住民らとの共同管理——以来である。先住民の伝統的な漁法に関する記録はそれ以前からあったものの (e.g. Drucker 1963; Oberg 1973), それらの記録から資源管理に関する記述を抽出し、分析する作業そのものはごく最近になって開始された (e.g. Donald and Mitchell 1975; Newell 1993; Weinstein 2000)。

資源管理の研究と一言でいっても、そこには大きく2つのアプローチがある。一方のアプローチは、伝統的にサケを捕獲すると同時に管理してきた先住民と、1876年来管理の責任を担ってきた漁業海洋省の対立関係を歴史的に記述するものである (Newell 1993; 岩崎・グッドマン 1999, 2002)。もう1つのアプローチは、先住民の伝統的な漁撈りから資源管理に機能していた原理的要素を抽出し、その原理を現在の共同管理に役立てようとする応用人類学的な研究である (Weinstein 2000)。このように、アプローチには2通りのものが確認されるが、そのいずれにも次の3つの共通する特徴が見いだせる。

第一に、これらの研究では先住民自身が「資源管理のために現在何をしているか」という点について、何も書かれていない。しかし、これは先行諸研究が先住民による資源管理の活動に無関心であるからというよりはむしろ、ごく最近まで先住民が資源管理の責任を担わなっただけでなく、共同管理が新方針として掲げられた現在でもいまだ十全に実行に移される段階にはいたっていないからであろう。

第二に、資源および資源を捕獲する空間の所有・利用権、およびその権利の移譲権が議論の焦点となっている。その原因として、これまでの議論が少なからず「コモンズの悲劇」論 (cf. Hardin 1968) に影響を受けていることがあげられる。他方で、管理のテクニカルな問題や認識の側面はさほど省みられてこなかった。

第三に——第二の特徴の帰結として——、議論の対象となるのはおもに「陸上」——河川、海浜、森林——であった。ここでいう「陸上」は、先住民の伝統的な管理空間であっただけでなく、現在でも「地域に根ざした管理」にもっとも適した空間とされるからである。他方で、国家による管理が相応しいとされる海上あるいは沖合 (off-shore) の議論はまったくといっていいほどされていない。

1.3 本稿の位置づけ

先述のとおり、本稿の目的は、共同管理が現段階において機能していない要因の一

端を、漁業漁師かつ先住民代表の交渉者である人々のジレンマ、および彼らと漁業海洋省側のコミュニケーション上の問題から指摘することである。つまり、先行諸研究と同様、先住民が現在管理のためにとる方策や、そのテクニカルな側面には言及しない。しかし同時に、以下の点で本稿は先行諸研究とは異なる。

北西海岸におけるサケの管理は、陸上のもの（孵化場の設置や生息地の保護など）と海上のもの（漁業上の乱獲防止など）²⁾に大別されるが、これまでの研究がおもに陸上の議論を展開してきたのに対し、本稿は海上の議論から出発する。先述のとおり、海上という空間および海上に存在する資源の所有や管理の責任は、ほとんどの場合ローカル性を超越した国家などの主体が担うしかない。したがって、海上における共同管理を研究するために対象とすべきなのは、海上で漁をおこないつつ管理を実際におこなわなければならない漁師たちの行為・認識の様態と、彼らと漁業海洋省との関係になろう。

本稿に登場する先住民の漁業漁師たち（とくに船長）は、いくつかの例外をのぞき、漁師であると同時に「先住民」交渉者、すなわち漁業海洋省とサケの管理について直接交渉できる地位にもある。この「漁業漁師＝交渉者」という状況の社会的背景については後述するとして、地位の重複はこれに該当する人々にあるジレンマをもたらししている。本稿は、海上で乱獲を防ぐべき漁業漁師の活動と認識についての検討から出発するものの、次にこうした漁師がいかに交渉者として活動し、ジレンマを抱くのか、という点に議論の焦点を移行させていく。

本稿では以下のように議論をすすめていく。次節では、サケ資源の管理に関する漁業海洋省側の理念が、現代（1990年代以降）の海上における管理という文脈に限定して記述される（漁業法が施行された19世紀後半から1990年代までの歴史的な状況、および陸上の管理の詳細については、たとえば岩崎・グッドマン（2002）を参照されたい）。3節では、海上でサケを捕獲し、海上での管理に携わるべき先住民漁師がいかに管理をおこなう／おこなわないのか、また漁業海洋省と彼らの実際の関係はいかなるものであるかについて、先住民民族集団クワクワカワクウ（Kwakwaka'wakw）の漁業漁師の事例から記述する³⁾。4節では、まず漁師が同時に交渉者でもある社会的背景を説明し、次に2つの地位の重複が彼にいかなるジレンマをもたらしのかについて記述する。そして最後に、漁業海洋省が現在推進しようとしている共同管理の政策がもつ困難性を、より広い文脈から指摘する。

2 サケ資源の管理をめぐる概況—1990年以降の政策の動向

1990年代以降、漁業海洋省は7つの法律と6つの政策から構成される漁業管理の統合計画案（Integrated Fisheries Management Plans）を軸に、新たにサケ資源の回復に

乗りだすこととなった。本案において海上における管理と結びつく方針を筆者なりにまとめると、次の3つが指摘される。つまり、1) 先住民漁師に対する特別な配慮、2) 漁業上の規制の設定、3) 交渉のための委員会の設置である。以下、これら3つの方針を、漁業海洋省によるハンドアウト (Canada 2000) から概説する。

2.1 先住民漁師に対する特別な配慮

1982年の憲法制定により、カナダでは先住民権が認められ、さらに1990年のスパロー判決 (Sparrow Decision) ⁴⁾ により先住民の漁撈権が幅広く認められた。これを受けて、漁業海洋省は「先住民漁業戦略」(Aboriginal Fisheries Strategies) という政策のもとに、先住民のサケ漁撈⁵⁾を漁業やスポーツフィッシングより優先させ、推進することになった。先住民漁業戦略のほとんどは漁撈に関するものであるが、一部漁業における先住民の優遇措置も認められる。たとえば、先住民の漁業漁師のほうが、より安い価格で漁業ライセンス (通常 A ライセンスと呼ばれる) を購入することができる。2000年時のまき網ライセンスの例をあげると、非先住民のライセンス購入額は3,880ドルであるのに対し、先住民の購入額は2,670ドルである⁶⁾ (Canada 2000: Appendix 4)。

2.2 漁業上の規制

漁業海洋省が乱獲を防止するためにとった第一の策は、A ライセンスを買い戻すことでライセンス総数を削減し、それによって漁獲総量を制限することである。このために漁業海洋省は多額の資金を投入している。この政策がとられた最初の年である1997年の場合、漁業海洋省は8,000万ドルを投入し、当時操業を認めていたA ライセンスのうち798を放棄させた⁷⁾ (Canada 2000: 26)。以後もA ライセンスの買い戻しはつづき、2000年5月の時点で北西海岸北部で操業するA ライセンスをもつ漁船は、まき網99、刺し網707、トロール164にまで減少した (Canada 2000: 26)。

第二の策は、時間・空間上の操業閉鎖の拡大である。2000年の例を述べると、1日の操業は長くて6時から21時までの15時間であった。漁師たちによると、前年の1999年までは夜間から明け方にかけて操業が認められることもあったが、2000年には夜間の操業が認められることはなかった。また、ジョンストン海峡のように、回避数 (escapement) ⁸⁾ が激減しているフレーザー川のベニザケが周遊するところでは、各漁船の種類ごとに操業が許可されたのはわずかに2日であり、そのいずれも操業の許されたのは12時間であった (のちに15時間に延長された)。

そのほかの策として、選択漁法、漁師自身によるモニタリング、特定の漁具の使用、選別の義務化などがある (後者2つはおもにまき網を対象)。選択漁法を採用すると、刺し網の場合は網目の大きさを特定することにより一定の大きさに達しないサケを逃がすことができる。まき網の場合は甲板にあがった魚のうち捕獲対象外のもの (捕獲

が禁止されているマスノスケ、ギンザケをふくむ)を海に戻すことで選別できる。また、まき網において設置が義務づけられているリバイバルタンクは、逃がすべき魚を投網がおこなわれない海域まで保持するために有効とされている(すぐに海に戻すと、別の漁網にかかってしまうおそれがある)。同様に使用が義務づけられているプレーラー(漁網から甲板にサケをあげるために使われる小型の網)は、捕獲時に魚を傷つけないために有効とされている。一方で、漁師によるモニタリングは、漁師がどの種類のサケをどれほど捕獲したかを記録することで、つねに捕獲量を自覚させる意図をもっている(Canada 2000: 10-11)。

2.3 交渉のための委員会の設置

漁業海洋省は資源ユーザーとの共同管理をおこなうにあたり、さまざまな委員会を設置している。委員会のほとんどは、先住民の居留地やその他の地域コミュニティと、陸上の管理(おもに生息地の保護)上の責任やコストの配分を設定するためのものである。しかし一部の委員会では、漁業漁師も意見を述べられるようになっている。なお、ここでいう「漁業漁師」とは先住民かヨーロッパ系カナダ人かを問うものではない。したがって、先住民の漁業漁師といえども、「先住民」として陸上の管理について交渉をおこなうには相応の地位(これについては4節で詳述)が必要となる。

漁師たちが意見を述べられるのは、漁業海洋省の設置する諸委員会においてであり、それらの委員会は2つの目的で運営されている。第一に、回避数を調査し、ストックの状況について議論するためである。たとえば「太平洋科学的勧告検討委員会」(Pacific Scientific Advice Review Committee)において、漁師たちはストックの状況について漁業海洋省や先住民と意見を交わし、それに関する報告(Stock States Reports)を提出する(Canada 2000: 12)。

第二の目的は、連邦・州によるサケ資源の管理全般に対して漁業漁師として助言することである。たとえば、「太平洋サケに関する連邦—州の協約」(Federal-Provincial Agreement on Pacific Salmon, 1997年に調印)の下位組織として設置された「太平洋水産資源保護委員会」(Pacific Fisheries Resource Conservation Council)は、連邦・州の漁業海洋省の管理責任者に対し、先住民やその他の地域コミュニティの人々とともに、漁師たちがコンサルタントとして政策上の助言を与えるための場である(Canada 2000: 16)。

このように、共同管理を押し進めるためにさまざまな委員会が設置されている。しかしながら、先住民の居留地やその他の地域コミュニティが陸上の管理責任やコストの具体的な配分を交渉するのは対照的に、漁師たちはストックの状況および海上での漁に関して意見を述べることでしか共同管理に参加できていない。これは、陸上の管理に関しては「地域に根ざした管理」の可能性が指摘されるようになった一方で、

海上の管理はあくまで漁業海洋省が責任をもつしかないと考えられているからといえよう。

ただし、陸上であれ海上であれ、現時点で共同管理はいまだ意見交換の域を大きくでるものではない。さらに、こうした意見交換も潤滑におこなわれているわけではない。次節で詳述する漁師と漁業海洋省の関係も、そのような例の1つである。

3 漁業漁師の行為と認識、および漁業海洋省との関係

本節では、先住民の漁業漁師の例から、漁業漁師が資源管理に向けて実際に何をしている／していないのか、その背後にはいかなる認識があるのかを記述する。なお、ここでの記述は先住民のエピソードに基づいているものの、大筋においては、先住民と非先住民を問わず、現在操業している漁業漁師全般にあてはまるものと考えられる。彼らには次のような社会的条件が共有されているからである。

まず、サケが減少し、漁業で生計を立てていくのが困難になった現代において、彼らはライセンスの売却を拒否することができるほどの経済力を持っている。そしてライセンスの売却を拒否した理由は、彼らは漁業をいまでも将来的投資に値するビジネスだと判断したからに他ならない——反対に、経済力があっても漁業に将来性がないと考える企業家は、ライセンスを売った。彼らが漁業に将来性を見る根拠には、操業の現場における彼らのストックの観察がある。つまり、彼らはサケのストックが近い将来回復すると考えているのである。たしかに漁業漁師は一枚岩的に捉えられるものではなく、彼らの認識や態度は多様であろう。しかし他方で、漁業が低迷する現代に漁師として生き残る彼らには、豊かな経済力、ビジネスとしての漁業への明るい展望、サケの増加（回復）への期待という共通した基盤があるのも事実である。

3.1 漁業漁師は資源管理のために何をしているのか

2000年のサケ漁業シーズンに、Aライセンスをもつクワクワカワクウ漁師のまき網漁船に同乗した筆者は、船上での彼らの活動のみて衝撃を受けた。シーズン前には「自分だけでなく孫の代も漁業が続けられるようサケのストック維持には注意しなければならない」といっていたはずの人物が、操業時間の1分でも無駄にできないというふうに、休憩や昼食の時間もとくに設けることなく漁を続けている。こんにち7月中旬のナス・スキーナ川河口周辺では、1日のベニザケ漁獲が1,500から2,000尾あれば豊漁とみなされる。そうした環境のなかで、あるヨーロッパ系カナダ人の漁師がたまたま3,000尾のベニザケ群と出くわし、捕獲に成功したことがあった。その漁船は操業時間がまだ十分残っているにもかかわらず、3,000尾のベニザケを水揚げしに帰港した。これに対して他の漁師たちは「愚かだ」とか「怠惰だ」と罵倒した。そしてみ

ずからは、17時の段階で2,000尾近くのベニザケを得た場合でも、「まだサケはいる」といって21時まで操業を続けていた。

このように、海上の漁業漁師たちは労働中資源管理のために特別な行動をとっているわけではない。それどころか、みずからの漁獲＝利益を最大限に得るための努力を惜しまない。こうした態度は、とくに先住民の漁業漁師に顕著である⁹⁾。たしかに彼らは勤労ではあるが、サケ資源の維持には無頓着であり、ただ単にみずからの利益をむさぼろうとしているように思わせる。われわれにしてみれば、3,000尾のベニザケに出くわして操業を途中でやめたヨーロッパ系カナダ人漁師は勤労ではないかもしれないが、資源の維持に関しては注意を払っているようにも思える。しかし、ほとんどの漁師は、みずからの活動が資源にはまったく影響がないと主張するどころか、「本来ならもっと捕って構わないはずだ」と考えてさえいる。

3.2 漁師の論理

先住民の漁師たちがみずからの態度を資源維持に反しないと考える理由は大きく2つある。第一に、法的ならびに資源管理上認められる範囲内で活動しているから、労働中は経済性を重視できるというものである。彼らはすでに漁業海洋省からライセンス、労働空間・時間に関して制限されているだけでなく、漁法・漁具も規制されている。それらの規制を遵守するかぎり、いくら捕獲しても構わないだろうというわけである。ほかに、連日報告される回避数の結果が彼らの活動を肯定させることもある。漁業シーズン前だけでなくシーズン中には、操業のおこなわれない夜間を中心に回避数が調査され、その結果が翌朝無線を通して漁船に報告される。南方—フレーザー川河口周辺やジョンストン海峡など—では、無線で報告される前夜の回避数が十分な数値になることはまずないが、北方のナス川、スキーナ川周辺では比較的多い。そしてこの数値こそが、漁師たちに経済性を重視した活動を肯定させている。

しかし、実際のところ漁師たちは回避数の報告を待つまでもなく、労働中の海上からの観察、捕獲量や、ある種の「感覚」からストックの状況を把握していると自負する。漁師がこうして把握するストックの量と、回避数の報告から漁業海洋省が分析したストックの状況が一致する場合、とくに問題はない。しかし実際には、両者の見解が異なる—たいてい漁師の把握するストックの量が漁業海洋省よりも多い—こともある。このとき漁師がみずからの態度を資源維持に反しないと主張する第二の論理が顕在化する。その論理とは、そもそも漁業海洋省はサケや海のことを知らない（自分たちは知っている）というものである。

とはいえ、実状としては、漁師によるストックの把握のほうが漁業海洋省のデータ分析より正しいと検証できる状況はほとんどない。なぜなら、漁師は結局のところ漁業海洋省の設定する規定にしたがわなければならない、たとえ「もっと捕獲してもストッ

クに影響がないはずだ」と考えたところで実際に捕獲することは許されないからである。しかしながら、場合によっては漁師の把握の正しさが、視覚的な証拠として現れることもある。

ハリー・アスー (Harry Assu) は、ケープ・マッジ (Cape Mudge) 居留地に住むクワクワクウの漁業漁師であった。彼によれば、1985年は北西海岸全域において記念すべき年であり、ベニザケに関していえば、このときのサケ群は1913年以来の大きさを誇った。アスーはみずから捕獲したサケの尾数や海上からの観察、感覚によってそれを把握した。かつてないベニザケ群が押し寄せていると感じたアスーは、当初予定されていた週24時間 (最大48時間) というジョンストン海峡での操業を延長するように訴えた。アスーは漁業海洋省の担当者を漁船に同乗させ、多くのサケを捕獲できることでそれを証明しようとし、事実2回の投網で2,000尾のサケを得ることに成功した。それでも彼の主張を過小評価した漁業海洋省は、延長の許可を与えなかった。しかしアスーの見解が正しかったことは、その年多くのサケが遡上しきれずに河口で死に絶えたことから証明された。これらいわゆる遡上「第二群」を捕獲することは、単に過剰なサケの死骸を出さないだけでなく、すでに遡上した「第一群」の卵を「第二群」が掘り返さないためにも必要であったというのがアスーの主張である (Assu with Inglis 1989: 78-80)。

ストックの状況にかぎらず、適切な操業時間についても漁師は漁業海洋省の無知を主張する。河口での操業はふつう許可されないが、2000年には7月26日の17時から2時間にかぎり、スキーナ川河口で許可されたことがあった。筆者の同乗した漁船は、河口内で最適と思われる漁場で、一番に投網できるよう14時からその漁場に待機していた。待機していた14時から15時までのあいだ、多くのサケ群が確認され、それを見た漁師たちは豊漁を期待した。しかしそれと同時に不安も感じていた。なぜなら、彼らはいかなる良好な漁場でも、豊漁が期待できるのはせいぜい2時間くらいであることを経験上知っていたからである。果たして結果は、彼らの不安が的中してしまう形となった。投網が開始された17時には、すでにサケはいなくなっており、筆者の乗った漁船もわずか70尾弱のベニザケしかとれなかったのである¹⁰⁾。漁師たちは、ある特定の漁場で豊漁が期待できる時間帯は、潮の状態から予想できるものと考えている。では、なぜスキーナ川河口の漁が不振に終わったのか。それに対する漁師の答えは、みずからは当然もつそうした知識を漁業海洋省はもち合わせていなかったから、というものであった。

そのほか、漁業上の規制の効果についても漁師たちは疑念を抱いている。前節で述べたように、選択漁法、漁師自身によるモニタリング、プレーヤーなど特定の漁具の使用が資源管理のために義務づけられている。しかし、選択漁法は捕獲対象外の魚を傷つけずに逃がすことで資源管理上効果があると漁業海洋省は考えているが、実際に

は、一度逃がしたマスノスケやギンザケが別の漁船の網に何度もかかるあいだに衰弱死してしまうことが多々ある。また、モニタリングは漁業海洋省が義務化する以前から、おおよその水揚げ量を把握するためにほとんどの漁師がおこなってきたことであり、あらためてそれをおこなうことで資源管理に効果があるとは考えられていない。プレーヤーの使用についてもその効果を疑問視する漁師は多く、それらの漁師たちは単に「罰金を払わないため」に使用している。

3.3 漁業漁師と漁業海洋省の認識上の齟齬

このように、漁師たちは、一方ではすでに規制をされているから、他方ではみずからの労働が資源管理に反しないと「知っている」から、労働中資源管理に向けて特別な行動をとらなくてもよいと考えている。海上の共同管理とは漁業海洋省と漁師たちの意見交換にほかならないことを想起すれば、これら2つの理由のうち後者のほうが、よりいっそう共同管理の鍵となる可能性を秘めていることが理解される。

漁師たちが海や資源管理を熟知していると自負するのと同じくらい、あるいはそれ以上に、漁業海洋省側も「資源管理を熟知している」と考えている (Assu with Inglis 1989: 80)。両者の意見が食い違う場合、その要因として2つのことが考えられる。

第一に、漁業海洋省と漁師ではサケのストックやそのほかの状況を把握するために依拠する空間が異なる。つまり、漁師がサケのストックなどを把握するために海上に依拠する一方で、漁業海洋省の側は——しばしば漁師たちに「プレーヤーの連中」と揶揄されるように——海上に赴くことはない。さらに、彼らが都会にあるみずからの仕事場で向き合うべき中心的なデータは、海上ではなく河川で調査される回避数なのである。

第二に、両者が依拠する知識の種類も異なる。漁業海洋省の場合、近代科学が駆使される。ここでいう近代科学とはおもに水産学、生物学のことであり、人文科学は軽視される傾向にある (Weinstein 私信)。他方、漁師は河川での回避数データも参考するが、みずからの経験やその経験から培われた感覚をもっとも重視する。たとえば、サケのストック状況だけでなく、ある特定の地形においてもっともサケが周遊するはずの時間帯 (およびその潮の状態)、漁場や漁網を仕掛ける方向・時間帯や漁場の定位などについて、彼らはそれまでの漁師としての経験にしたがって決定・判断する (立川 n.d.)。

このような齟齬を是正するために各種の委員会が設置されていることは、前節で述べたとおりである。しかし、本節で提示した事例は、これらの交渉の場がまだ完全に機能していないことを物語っている。そのおもな理由は、漁師が依拠する知識、つまり経験やそれにもとづく感覚というものを、うまく言語化することができないことにある。彼らの知識のなかには、いつどの場所に投網するか、どれくらいの時間漁網を

放置するかといったことの判断基準のように、ある程度言語で説明できるものもあるが (cf. 立川 n.d.), 漁場の決定や定位, 投網時の漁網の方向の決定のように、直感的な試行錯誤が時間的経過を経てもはやルーティン化した暗黙知もある。

こうした状況に関して、ある漁師は次のように語る。「海で働いている漁師としての感覚 (feeling) っていうものは、単に感覚なんだ。言葉ではうまくいえない。網を仕掛ける方向を決めるときにも、風の強さや山の状況をみてなんとなく決めるんだ。でもそういう説明の仕方では、漁業海洋省は納得しない」(傍点は筆者による強調)。この発言から窺えるのは、近代科学を掲げる漁業海洋省側にとって、「なんとなくそう感じる」とか「40年の経験からそうわかる」という漁師の説明は説得性を欠くということである。それと同時に、漁師たちも漁業海洋省が彼らの説明を聞かないことを知っている。その結果、ここでその発言を引用した漁師のように、漁業海洋省との意見交換にまったく期待をもてず、委員会に参加さえしなくなる人々が数多く存在するのである。

4 漁業漁師として、先住民交渉者として

前節では、先住民クワクワカクウの漁業漁師の例から、彼らがサケの管理において直面している問題を指摘した。しかしそれらの問題は、あくまで漁業漁師としてのものであって、先住民として—より正確には「先住民の交渉者」として—の問題ではない。これらの漁業漁師たち (とくに船長) は、いくつかの例外をのぞいて、同時に陸上 (とくに居留地) におけるサケの管理に関し、居留地を代表して漁業海洋省と交渉するカウンセラー (councilor) でもある¹¹⁾。そしてこの地位の重複が、漁師として直面する問題とは異なる、新たなジレンマをもたらしている。本節ではそうしたジレンマについて記述する。

4.1 カウンセラー=首長=企業家としての船長

先住民のなかで、漁撈に関する事項や居留地でのサケの管理について漁業海洋省側と交渉するのは、居留地を運営するカウンセラーたちである。つまり、一口で先住民とはいっても、カウンセラーでなければ漁業海洋省と直接交渉することはできないのである¹²⁾。

カウンセラー選出にあたり、居留地は世襲と投票の方法のいずれかを選べることになっている。世襲の場合、チーフカウンセラーには居留地に住む集団の世襲首長、彼を補佐するカウンセラーには彼の親族になる¹³⁾。また、投票の場合でも世襲の首長がカウンセラーに選ばれやすい。しかしここで重要な事実は、どの方式で選出されたにせよ、カウンセラーのほとんどは現在でも漁業漁師だということである。以下、クワ

クワクワクウの事例から、その社会的背景を歴史的にたどる（詳しくは立川（2002b）を参照）。

クワクワクウのテリトリーでは、1880年代にサケ漁業・缶詰業が開始され、当初からはほとんどのクワクワクウが積極的に同産業に携わった（Knight 1996: chap. 9）。クワクワクウには当初刺し網しか認められなかったが、1920年代に入るとまき網も許可されるようになった（Assu with Inglis 1989: 64）。世襲の首長たちにとって、まき網の許可は、彼らが企業家になるための大きな契機となった。

刺し網とは異なり、まき網には最低5人から7人のクルーが必要となる（cf. Rohner 1967: 43; 立川 n.d.）。先住民の働くまき網漁船では、世襲の首長がスキッパー（雇われ船長）となり、彼の親類たちをクルーに雇用することが多かった（立川 2002b: 4 節）。1930年代になると次第に、これらの首長＝スキッパーたちは、漁業への投資としてみずからのまき網漁船を購入し、今度はスキッパーではなくみずからの漁船を持つ船長として漁をおこなうようになった。そして、それまで以上に多くの時間を漁業としてのサケ漁に費やすことで、多くの収入を得るようになったのである。さらに彼らのなかには、漁業で成功したのち、その収入を別の事業をはじめめるための資本として使う者もあった。こうして首長兼船長は、企業家への途を歩み始めたのである（立川 2002b: 4 節）。

首長であり、かつ漁船の船長であるこれらの人々は、企業家として経済的に成功したおかげで、多くの漁業漁師たちがライセンスと漁船を手放さなければならなくなった現在でも漁業漁師であり続けている。そして、このような人々こそが、現在世襲あるいは投票で選ばれた結果、カウンセラーとして漁業海洋省と円卓を囲むのである。

4.2 カウンセラーの「先住民」としての期待像

ところで、カウンセラーが漁業海洋省と交渉にあたる場合、期待される役割が2つある。第一に、ヨーロッパ系カナダ人の入植する以前からサケを不可欠なものとして利用し続けた先住民としての役割である。先住民としての役割は、資源管理の責任の一端を受けもつにあたって彼らに正当的権利を付与する。

第二に、長年——先住民が北米に上陸してからヨーロッパ系カナダ人に資源管理の責任を奪われるまでの約6000年間——サケのストックを維持させてきた資源管理の「達人」（の子孫）としての役割である。つまり、第一の役割が資源管理の責任を共有する正当性を付与するものであるならば、第二の役割は管理におけるアドバイザーとしてのものといえる。漁業海洋省自体はさほどこの役割に期待していないというのが、先住民および資源管理の専門家たちの印象である（Weinstein 私信）。しかし、資源を適切に管理してきた先住民の伝統的な方式から学ぶことが多いということは、先住民社会の外部——マスメディアや資源管理の専門家など——だけでなく、先住民社会の内

部からもしばしば主張されつつある（例えば、岩崎・グッドマン 1999: 84）。

4.3 カウンセラーのジレンマ

これら2つの役割を期待されるカウンセラーには、ジレンマがいくつかある。

第一に、サケの管理に適切であったとされる伝統的な漁撈方法、つまり河川の中・上流における網漁、堰・梁漁、松明漁などを、現代という社会的環境にそのまま適用することは困難である。先住民が伝統的な漁撈をおこなっていた頃は、北西海岸に住むのは先住民だけであった。河川や土地は、彼らの所有するものであり、サケは自給用食料として捕獲されるだけであった。しかし、現在の北西海岸には先住民のほかにもヨーロッパ系カナダ人が住んでおり、土地もまた彼らのものではなくなっている。さらに、サケは自給用食料として捕獲されるほか、商業捕獲の対象となっているだけでなく、サケの生息を脅かすその他の産業（とくに林業）も発達している。

伝統的な漁撈において資源管理に機能していた要素として、次の3点が指摘されてきた。第一に、漁場やその周囲の森林、海浜部を所有する親族集団に管理責任が任されていたこと（Donald and Mitchell 1975; Weinstein 2000）、第二に、サケを鱗を身にまとった別世界の人間とみなし、人間は「サケの人々」とある種の契約関係にあるとする世界観が存在していたことである（例えば、Cranmer-Webster 1998: 71-73）。第三に、ポトラッチの場における資源管理の説明責任（accountability）である。ワインスタインによると、ポトラッチにおいて親族集団の首長はその年どれほどのサケが得られたかを会員たちに報告する義務があった。そしてこのことは、実際に労働に携わる会員たちに、労働コストと見返りを明確に把握させる点で大きな意義があった（Weinstein 2000: III -A-2-b）。

しかし、伝統的漁撈からこれらの要素の「抽出」作業をおこなったのは、人類学者や資源管理の専門家であってカウンセラーではない。また、第二の要素としてあげたサケを超自然に位置づける伝統的な世界観の存在などは、漁業海洋省を説得するには「非科学的」と思われることをカウンセラー自身が知っているどころか、——後述するように——カウンセラー自身も信用しているとはかぎらないのである。

第二のジレンマは、カウンセラーたちにはこうした伝統的漁法にもとづく漁撈の経験がないことである。たしかに彼らは資源管理の「達人」であった先住民の子孫であろうが、現在の彼らもつ伝統的な漁撈の知識は単に口頭で継承されたものでしかない。つまり、それらの知識はカウンセラー自身の実践にもとづく「生きた」ものではないのである。

クワクワカワクウの場合、伝統的にサケは河川の中・上流において網漁、梁・堰漁などの方法で捕獲されてきた（立川 2002a: 87）。しかしこの漁法は、サケ漁業が開始される頃——1880年代から1900年頃——にはすでになくなり、河口・海浜における地

引き網がおこなわれるようになっていた（立川 2002a: 88）。その後、地引き網は近代的な刺し網やまき網が漁撈でも利用されるようになった1970年頃に姿を消す（立川 n.d.）。いずれにしても、河川の中・上流における伝統的な漁法にしたがったサケ漁撈は約100年おこなわれていない。そして、現代の社会環境において伝統的な漁法にもとづく漁撈をおこなっていないという事実が、第一のジレンマ——伝統的漁撈を現代に適用することの困難性——の一要因となっているのも事実である。

しかし、カウンセラーは河川における伝統的な漁撈の経験はないものの、海上で漁をおこなう漁業漁師として経験は豊富にもっている。そしてこの事実が第三のジレンマをもたらしめている。つまり、陸上の資源管理の達人として漁業海洋省と交渉をおこなうよう期待されているにも関わらず、カウンセラーは漁業漁師として海上での経験を述べてしまうことがあるのである。たとえばキャンベル・リバー地域のある居留地のカウンセラーとして漁業海洋省と交渉にのぞむBと、同じくキャンベル・リバー地域の別の居留地でチーフカウンセラーの「補佐役」であるHは¹⁹、次のように述べる。なお、両者はともに40代の男性で、カウンセラーあるいは「補佐役」であると同時に経験の豊富な漁業漁師でもある。

B：「子供の頃、祖父は私を船であるところに連れていき、ここは昔おじいちゃんたちがサケをとって燻煙していたところだよ、と教えてくれた。そういう知識なら私ももっている。でも〔漁撈として〕私自身が経験したのは、古くてせいぜい地引き網くらいなんだ。…それでも私は40年漁業漁師としての経験をもっているからね。海のことばは連中〔漁業海洋省〕よりは知っているつもりだ。」（傍点は筆者による）

H：「とくにベニザケとカラフトマスは尊敬に値する。ベニザケは賢く、〔漁網の〕小さな穴を見つけたらすぐ逃げ出してしまう。カラフトマスは小さいのに、滝のように傾斜の急なところでも登ってしまうタフなやつだ。『鱗をまとった人間』という信仰がなくても、尊敬しているのは同じだからいいじゃないか、と思うんだけどね。でもそういう〔漁業漁師としての〕話にしても、うまくいえないし、そんな話はだれも期待してない。居留地とか生息地の話題にしないとね。」

BとHの話はいくつかの点で示唆的である。まず、両者の内面では、先住民カウンセラーとして期待される役割と漁業漁師としての実像は、区別して考えるべきものとは思われていない。おそらくこれら2つの地位に期待される役割は、彼自身のなかでは決して矛盾しない——先住民としての地位は彼に交渉する権利を与え、漁業漁師としての地位は現場の経験者として助言をおこなう正当性を与えるというふう——ものであろう。しかしマスメディア、漁業海洋省、資源管理の専門家は、両者に漁業漁師として交渉にのぞむことを期待してはいない。またそのことを両者も理解している。

つぎに、BとHは伝統的な漁撈の経験がないため、漁業漁師として海上における出来事を述べようとしてしまいがちであるが、そのような漁業漁師としての知識も——

3節で論じたように—論理的に語るができない。結果として、両者ともに、伝統的な漁撈の知識も漁業漁師としての経験もうまく説明することができないでいる。そして漁業海洋省のほうも、両者の意見を「非科学的」なものとして退け、生物学や水産学にもとづいた管理方式を擁護する従来の立場にとどまる傾向がある。

5 まとめ

これまで、本稿は漁業漁師でもありカウンセラーでもある先住民の、資源管理に対する認識と彼らが抱えているジレンマについて記述してきた。資源管理の先行研究が、地域に根ざした陸上の管理に関する資源や空間の所有・利用権について記述してきたのに対し、本稿は、それらの諸権利ではなくむしろ、資源管理に関する人々の認識や、政策へのリアクションを中心的に議論してきたといえる。

資源管理をめぐり、本稿に登場する先住民は、漁業漁師／カウンセラーのそれぞれの地位において、障壁をもっている。漁業漁師としては、彼らの経験の多くが暗黙知化しているために言語化できず、カウンセラーとしては、伝統的な漁撈の経験がないために「生きた」知識として活用できないという障壁である。これらはいわば、コミュニケーション上の障壁といえるのに対し、2つの地位が重複することでもたらされるジレンマは、期待像と実像の齟齬にもとづく障壁といえるであろう。彼自身のなかでは、漁業漁師とカウンセラーという2つの地位は共存するものの、漁業海洋省、マスメディア、資源管理の専門家たちにとってこれらの地位は別個に存在するものと考えられている。したがって、カウンセラーとしての先住民が漁業漁師として意見を述べることは、外的な行為と考えられてしまうのである。漁師兼カウンセラーである先住民の苦悩は複雑である。

資源の「共同」管理には、資源や空間の所有・利用権の共有だけでなく、資源や管理方式についての認識の共有という側面もある。岩崎・グッドマンのいうように、資源の共同管理にもっとも不可欠なものは当事者間の信頼関係だからである(岩崎・グッドマン 2002: 186)。しかしながら、本稿で指摘してきたように、少なくとも後者の側面におけるサケの「共同」管理はまだ十全に機能しているとはいえない。では、漁業海洋省と先住民漁師(=カウンセラー)の認識上の齟齬は、解消されないのだろうか。言い換えれば、漁業漁師の感覚や、先住民の伝統的漁撈にみられる資源管理上の有効性は、科学のうちに統合することができるのか、それとも互いの知識を「無理に統合しようとするのではなく、この両者を共存させながら使い分けてゆく」(大村 2002: 164) ことしかないのだろうか。

北西海岸に限定した場合、筆者はまだ前者の解決の可能性が残されているものと考ええる。たとえば、先述(4.3)した伝統的な漁撈における3つの有効性のうち、第一の「親

族集団毎に責任をもつ管理」方法は「地域に根ざした管理」として、第三の「ポトラッチにおける首長の説明責任」は「カウンセラーによる説明責任」として、うまく現代に応用されようとしている。また、言語化が難しいといわれる漁業漁師の感覚のなかにも、言語化の可能性のあるものもある¹⁵⁾。しかしながら、先住民の伝統的な漁撈方法を現代に活用するには伝統的な漁撈方法と近代科学の双方に通じたワインスタインのような知識人の存在が不可欠であり、漁師の感覚の言語化には認知心理学者や人類学者の努力が不可欠であるように、伝統的な漁法や漁師の感覚を科学に統合するためには、双方の架け橋となりうる別の主体が必要となることに留意すべきである。そしておそらく人類学者もまた、そのような架け橋になりうる潜在的な可能性をもっているものと筆者は期待している。

謝 辞

本稿の作成にあたり、東京都立大学の伊藤眞先生、同大学大学院の大川真由子氏には貴重なコメントをいただいた。末筆ながらお礼申し上げます。

注

- 1) 本稿では、自給目的の漁を「漁撈」、商業捕獲を「漁業としての漁」と記す。
- 2) 漁業としてのサケ漁は、現在海上でしかおこなわれていない。
- 3) 本稿の事例とデータは、2000年1月から2001年1月にかけてカナダ、ブリティッシュ・コロンビア州のキャンベル・リバー（クワクワカワクウの最南端の居住テリトリー）を拠点におこなわれた筆者の現地調査、および調査後のクワクワカワクウ漁師、クランマー＝ウェプスター（クワクワカワクウ、ニムキッシュ居留地内のウミスタ文化センター創設時館長）、ワインスタイン（ニムキッシュ居留地の水産資源管理コーディネーター）氏たちとの電子メールによる私信にもとづいている。
- 4) スパロー判決は、1984年先住民のスパロー氏が規格より大きい漁網を使って漁撈をおこない、逮捕された事件を発端としている。スパロー氏は、この逮捕が先住民の漁撈権を侵害するものとして裁判で争い、その結果彼は無罪を勝ちとった。これにより、カナダにおいて先住民の漁撈権が幅広く認められることとなった。なお、この判決の詳細はホームページ（http://www.lexum.umontreal.ca/csc-scc/en/pub/1990/vol1/html/1990scr1_1075.html, 2003年3月3日現在）で公開されている。
- 5) たとえば漁業海洋省は、先住民の漁業ライセンスを高額で買い戻すかわりに、漁撈による漁獲を販売できるようなライセンス（Fライセンス）を無料で発行したり、地域によっては、河川において「産卵必要数を超過するサケ」（Excess Salmon to Spawning Requirements）の漁を認めたりしている（環境保護のため、漁撈も現在は海上でおこなわれている）。また、州内の3つの先住民集団にはFライセンスなしに試験販売（pilot sale）をおこなえる権利を認めている（Canada 2000: 14-15, 24-26）。
- 6) 北西海岸の漁業漁師全体に占める先住民の比率は明らかではない。しかし漁獲高に関して

例えば、先住民漁師のそれは全体の1997年の時点で約5パーセントであるという (Canada 1998 in 岩崎・グッドマン 1999: 79)。

- 7) 漁業海洋省のホームページ (<http://www.pac.dfo-mpo.gc.ca/ops/fm/Salmon/licencing.htm>, 2003年3月3日現在) では、この年放棄されたライセンス数は797となっている。これは、Aライセンス全体の約19パーセントに相当する。
- 8) 回避数とは、河川に遡上したサケの尾数である。実際のサケのストックは、回避数に漁業・漁撈・スポーツフィッシング上の漁獲、シャチなどに捕食されたサケの尾数の合計になるが、漁業海洋省はサケのストックの目安として回避数にもっとも依存している。
- 9) たとえば筆者の同乗した漁船の船長は、先住民の漁業漁師はヨーロッパ系カナダ人の漁師と比べて、漁獲以上にノルマとされる1日の投網回数を重視すると述べる。彼の父がまだ現役の船長であった頃は、「あるポイントにサケがいなかろうが、1日に少なくとも15回は投網した」らしい。このように、投網回数にノルマを設けることが、先住民漁師の美德とされ、彼らの勤労さを証明するエピソードとして語られている。
- 10) 同日筆者の乗る漁船は、14時に河口に待機する以前、沖合でも70尾ほどのベニザケを1度の投網で捕獲していた。
- 11) クワクワカワクウのテリトリーでは、アラート・ベイ地域のニムキッシュ居留地をのぞく多くの居留地でこの現象が確認される (とくにキャンベル・リバー地域では顕著である)。例外として、カウンセラーである家系の人々がごく最近になってAライセンスを放棄した、アラート・ベイ地域のニムキッシュ居留地があげられる。
- 12) 通常、漁業・漁撈の共同管理に関する政策決定は、まず漁業海洋省代表者とカウンセラーの担当者のおいででおこなわれ、つぎにカウンセラー全員に批准されるシステムとなっている (Weinstein 私信)。つまり、カウンセラーでない漁師たちの意見は、基本的には不定期に民間が主催するフォーラムへの参加と、カウンセラーの投票 (本文次段落参照) によってしか反映されないことになる。
- 13) 居留地に住む人々は、かつて「トライブ」と呼ばれていた親族集団とほぼ一致する (Galois 1994)。また、北西海岸においては、伝統的に親族集団内部の各個人が序列化されていたが、この序列は現在でも認識されている。チーフカウンセラーを補佐するカウンセラーたちが、チーフカウンセラーの親族であることが多いのは、これらの人々もまた伝統的序列にしたがえば高位に序列化されているからである。
- 14) このHは、正確にはカウンセラーではないが、チーフカウンセラー兼世襲首長である父の地位を近い将来に継承することになっているため、父の会議にもたびたび同席する。その意味で、ここではカウンセラーと同様に扱っている。
- 15) 筆者が漁師たちにインタビューしたかぎり、彼らのなかで初心者のごろ覚えるべきことをノートに書き残そうとしていた者が少なくないことがわかった。この事実は、時間を経て現在ではルーティン化した行為のあるものが、言語的に脱構築できる可能性を示唆するものと考えられよう。また、暗黙知に関しては、認知心理学や学習理論の貢献 (cf. レイヴとウエンガー 1987; 福島 2001; 澤田 2001) も見逃すことができない。

文献

Assu, H. with J. Inglis

1989 *Assu of Cape Mudge: Recollections of a Coastal Indian Chief*. Vancouver: University of British Columbia Press.

- Canada, Environment Canada.
1977 *Preliminary Catalogue of Salmon Streams and Spawning Escapements in Statistical Area 12 (Port Hardy-Alert Bay)*.
- Canada, Department of Fisheries and Oceans.
1998 *Statistics*.
2000 *Pacific Region Integrated Fisheries Management Plan. Salmon. Northern B.C. April 1, 2000 to March 31, 2001*.
- Cranmer-Webster, G.
1998 The Salmon People of Alert Bay. (邦題:「アラート・ベイにおけるサケの人びと」)『第12回北方民族文化シンポジウム報告:北方における漁撈と文化変容の関係—サケをめぐる文化—』pp. 71-75, 網走:北方文化振興協会。
- Donald, L. and D. Mitchell
1975 Some Correlates of Local Group Rank Among the Southern Kwakiutl. *Ethnology* 14(4): 325-346.
- Drucker, P.
1963 *Indians of the Northwest Coast*. American Museum Science Books Edition. Garden City: The Natural History Press (初版は1955年)。
- 福島 真人
2001 『暗黙知の解剖—認知と社会のインターフェイス』東京:金子書房。
- Galois, R.
1994 *Kwakwaka'wakw Settlements, 1775-1920: A Geographical Analysis and Gazetteer*. Vancouver: University of British Columbia Press.
- Hardin, G.
1968 The Tragedy of the Commons. *Science* 162: 1243-2005.
- 岩崎・グッドマン まさみ
1999 「サケ資源の減少とナムギースの人びと」秋道智彌編『自然はだれのものか』pp. 65-86, 京都:昭和堂。
2002 「カナダ北西海岸におけるさけをめぐる対立—ブリティッシュ・コロンビア州先住民のケース—」秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海—水産資源管理の人類学』pp. 168-188, 京都:人文書院。
- Knight, R.
1996 *Indians at Work: An Informal History of Native Labour in British Columbia 1858-1930*. Vancouver: New Star Books.
- レイヴ, J. と E. ウェンガー
1993 『状況に生み込まれた学習—正統的周辺参加』佐伯胖訳, 東京:産業図書。
- Newell, D.
1993 *Tangled Webs of History*. Toronto: University of Toronto Press.
- Oberg, K.
1973 *The Social Economy of the Tlingit Indians*. Seattle: University of Washington Press.
- 大村 敬一
2002 「カナダ極北地域における知識をめぐる抗争—共同管理におけるイデオロギーの相克」秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海—水産資源管理の人類学』pp. 149-167, 京都:人文書院。
- Rohner, R.
1967 *The People of Gilford: A Contemporary Kwakiutl Village*. National Museum of Canada Bulletin

225 Anthropological Series No. 83. Ottawa: Department of the Secretary of State.

澤田 英三

- 2001 「漁業者の生態学的な認知」 茂呂雄二編『実践のエスノグラフィ』 pp. 180-204, 東京：金子書房。

立川 陽仁

- 2002a 「サケ漁業・缶詰業とレクウィルトクの経済活動——1850-1920年代——」『社会人類学年報』 28: 79-105。
- 2002b 「クワクワカクゥはいかに漁業に参入したか——企業家の誕生、活動と戦略」『文化人類学研究』 3: 120-143。
- n. d. 「先住民漁師はいかにサケ漁業で成功したか——技術・知識上の適応とその継承」(未発表原稿)。

Weinstein, M.

- 2000 Pieces of the Puzzle: Solutions for Community-Based Fisheries Management from Native Canadian, Japanese Cooperatives, and Common Property Researchers. *The Georgetown International Environmental Review* 12(2): 375-412.